

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表西京区役所洛西支所の款地域力推進室の項及び伏見区役所醍醐支所の款地域力推進室の項中「地域防災係長」を「地域防災係長 企画係長」に改める。

第6条福祉部の款福祉介護課の項中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支給決定に関する事。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。

第6条福祉部の款支援課の項第6号中「の決定」を削り、「及び地域活動支援」を「、地域活動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援」に改める。

第6条健康づくり推進室の款第1号中「結核その他の疾病の予防並びに」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)